

## tette 活用支援事業募集要項

### 1 事業の趣旨

本事業は tette を会場に、個人、団体(企業等)が自主的に、自由度の高い企画力やノウハウを用いて、開催するイベント等を支援することにより、市民交流の創出と地域の活性化を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### 2 募集する活用支援事業

- (1) 学生による事業
- (2) 須賀川市にゆかりのある芸術家などによる事業

### 3 支援内容

- (1) 使用料:施設使用料を免除する。また、6か月前から会場予約を可能とする。
- (2) 広報活動:主催者が作成したチラシ等の市内市関係施設への掲示、報道機関、tette ホームページ、tette インスタグラム等を活用した広報を実施する。
- (3) 運営補助:協議の上、簡易的な運営補助を行う。

### 4 活用支援事業の条件

- (1) tette の利用ルールを順守したうえで、多くの人に参加できるイベントとする。
- (2) 主催者が未成年の学生の場合、保護者または学校長の同意を得てから申請する。
- (3) 政治活動、宗教活動、暴力団に係る活動ではないこと。
- (4) 商業目的、営利目的ではないこと。また、本市等の他の補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。
- (5) 事業経費への充当や福祉団体等への寄付を目的とした場合、採択審査で認められれば参加費の設定や募金活動を可能とする。
- (6) 事業終了後に実績報告書(様式2)を提出する。
- (7) 原則、同内容の企画を同年度内に複数回実施しない。また、一個人又は一団体につき年度内に実施できるのは1回までとする。ただし、審査で認められれば、この限りではない。

### 5 対象

#### (1) 学生による事業

ア 個人:須賀川市在住、在学、出身の方

ただし、須賀川市社会教育関係団体、須賀川市文化団体連絡協議会、須賀川市市民活動サポートセンター登録団体等の活動として実施できる場合は除く。

イ 団体:須賀川市内で活動している部活動、須賀川市で活動している任意のサークル活動等(須賀川市在住、在学、出身を満たす人がいること)

ただし、須賀川市社会教育関係団体、須賀川市文化団体連絡協議会、須賀川市市民活動サポートセンター登録団体等の活動として実施できる場合は除く。

(2)本市にゆかりのある芸術家などによる事業

ア 個人:須賀川市在住、在学、在勤、出身の方

ただし、須賀川市社会教育関係団体、須賀川市文化団体連絡協議会、須賀川市市民活動サポートセンター登録団体等の活動として実施できる場合は除く。

イ 団体:市内で活動している団体 (須賀川市在住、在学、在勤、出身を満たす人がいること。)

ただし、須賀川市社会教育関係団体、須賀川市文化団体連絡協議会、須賀川市市民活動サポートセンター登録団体等の活動として実施できる場合は除く。

6 応募方法

事業実施予定日の6か月から3週間前までに企画書(様式1号)をいずれかで提出する。

【窓 口】市民協働推進課 協働企画係(須賀川市民交流センターtette 内)

【郵 送】〒962-0845 須賀川市中町 4-1 須賀川市民交流センターtette 市民協働推進課 宛

【メール】shiminkyodo@city.sukagawa.fukushima.jp

7 採択審査

採択審査は別で定める審査方法により行い、応募があった日から2週間以内に審査結果を応募者に通知する。

8 開始時期

本要項は令和6年4月1日から施行する。